

2024年5月10日

各 位

ミタチ産業株式会社

株主総会資料の電子提供制度に関する当社の対応について

2024年8月に開催予定の第48期定時株主総会にかかる株主総会資料※におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りする予定です。なお、株主総会資料の一部は、法令および定款により認められる範囲におきまして、ウェブサイトのみで開示をさせていただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

※株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類および連結計算書類を指します。

【ご参考】電子提供制度とは

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度が開始されました。

本制度は、2023年3月1日以降に開催される株主総会にかかる株主総会資料につきまして、当社からご案内するウェブサイトにアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくことを原則とし、例外として、所定の方法によりあらかじめお申出（書面交付請求）をいただいた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

以 上